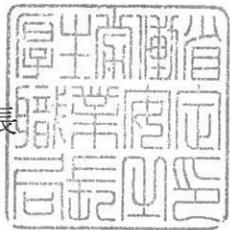


職発 1026 第 1 号  
平成 23 年 10 月 26 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長



「岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徵収に関する期限（以下「納付期限等」という。）の延長措置については、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について（平成 23 年 3 月 24 日付け職発 0324 第 8 号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」（平成 23 年厚生労働省告示第 416 号）が告示された。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 岩手県及び宮城県の一部の地域内（別表 1 参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「当該地域に係る障害者雇用納付金」という。）の延長後の納付期限等は、平成 23 年 3 月 11 日から同年 12 月 14 日までにその期限が到来するものについて、同年 12 月 15 日（以下「本件期限」という。）とすること。なお、本件期限までに納付金の申告又は納付ができないと認める場合には、事業主の申請により、期日を指定して当該期限を延長すること。

また、当該地域を除く地域内（別表 2 参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金の延長後の納付期限等は、別途これらの地域における災害の状況等を踏まえ定められること。

2 本件期限到来後は、当該地域に係る障害者雇用納付金についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の 2 の「個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて 1 の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主に対して適切な対応をすること。

○平成23年12月15日を延長後の納付期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域  
(別表1)

都道府県名	地 域
【岩手県】	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町
【宮城県】	気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町

○今回は延長後の納付期限等を指定しない地域(別表2)

都道府県名	地 域
【宮城県】	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町
【福島県】	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

日 次

省 令

- 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(総務二四一)

告 示

省 令

- 岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件(厚生労働四一六)

- 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を規定する省令(総務二一〇四二二一九)
- 砂防法第二条の土地を指定する件(国土交通一〇七一〇七四)
- 保安林の指定をする件(農林水産二一〇四二二一九)
- 航路標識に関する件(海上保安庁二三二二三五)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

国家公安委員会、警察庁、岩手県、山形県、栃木県、群馬県、東京都、新潟県、長野県、岐阜県、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県、福岡県、鹿児島県、仙台市、千葉市、名古屋市、堺市、神戸市、広島市。

〔官庁報告〕  
〔官廳報告〕

〔官庁事項〕

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知(外務省)

〔労働〕

- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(法務二四八三)
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(法務二四八四)
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号の基準を改正する件(法務二四八五)
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める省令第一号の基準を改正する件(法務二四八六)
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号の基準を改正する件(法務二四八七)
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める省令第一号の基準を改正する件(法務二四八八)

〔公 告〕

〔官 報〕

裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定  
破産、免責、特別清算、会社更生、  
再生関係  
会社その他官 報  
諸事項  
証票無効関係

〔省 令〕

○総務省令第百四十一号  
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十八号)の施行に伴い、及び電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十三年十月二十六日  
総務大臣 川端 達夫

省令

電気通信事業法施行規則の一部を改正する

電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の七の見出し中「禁止行為」を「禁

止行為等」に改め、同条中「第三十一条第四項」

を「第三十一条第七項」に改め、同条を第二十二条

第三号までを次のように改め、同条を第二十二条

の八とする。

法第三十一条第三項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項とし

て次に掲げる事項。

第一種指定電気通信設備との接続に必要

な(1)から(3)までに掲げる事項及び(4)に掲げ

る事項について、条件の設定及び公表その

他特定関係事業者及び特定関係事業者以外

の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保

するために講じた措置の内容。

(1)電気通信設備の設置又は保守

(2)土地及びこれに定着する建物その他の

工作物の利用

(3)情報の提供

(4)電気通信役務の提供に関する契約の媒

介、取次若しくは代理又は業務の受託

特定関係事業者及び特定関係事業者以外

の電気通信事業者の別に、イの公表された

条件によつて実施したイ(1)から(4)までに掲

げる事項の実施状況

ハイの公表された条件によらないでイ(1)か

ら(4)までに掲げる事項を実施した場合に

は、特定関係事業者及び特定関係事業者以

外の電気通信事業者」として、理由、条件及

びその実施状況。

告示

六

○法務省告示第四百八十三号  
出入管規及び難民認定法第七条第一項第一号の基準を定める省令(平成一年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第一十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。  
平成二十二年六月二十四日 法務省告示

第一号イの表権本メイフラン株式会社の項を削る  
第一号口の表に次のように加える。

法務大臣 平岡秀夫

イチヨウ工業株式会社

千葉県船橋市本郷町五百十八番二号

内装仕上げ施工

第一号の表に次の如く記入する。  
株本メイフラン株式会社 滋賀県甲賀市土山町大野五千一番地 溶接

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第一号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日

法務大臣 平岡 秀夫

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第一号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項目下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のよう改定する。

平成二十三年十月二十六日

法務大臣 平岡 秀夫

第一号口の表に次のように加える。  
二タガラ葉粉立毛筆  
愛知県安城市豊田白吉  
新井才十  
横筋加工

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

伊藤製パン株式会社	東京都墨田区電沢一丁目十一番四号	パン製造
坂本工業株式会社	群馬県太田市別所町二百九十二番地	溶接
有限会社真通商	愛知県一宮市森本五十日二十二番二十号	婦人子供服製造

宮城県	本吉郡南三陸町	岩手県	宮古市	大船渡市	陸前高田市	氣仙郡住田町	上閉伊郡大槌町	下閉伊郡山田町	宮城県
-----	---------	-----	-----	------	-------	--------	---------	---------	-----

健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る)の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者(船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者)、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の第三項の規定による被保険者(同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害教法に基づく申告書の提出・納付又は徴収に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出・納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であつて当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの(以下「特定事務組合」という)に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るものについで、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十三年十二月十四日までの間に到来するものについて、平成二十三年十二月十五日とする。

平成二十三年十月二十六日 厚生労働大臣 小宮山洋子

○農林水産省告示第二千百四号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百六号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百七号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百八号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百九号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百一〇号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百一一号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百一二号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百一三号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百一四号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百一五号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百一六号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百一七号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百一八号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百一九号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百二十号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百二十一号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百二十二号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百二十三号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百二十四号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百二十五号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百二十六号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百二十七号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百二十八号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百二十九号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦

○農林水産省告示第二千百三十号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日 農林水産大臣 鹿野道彦